

令和7年度埼玉版FEMAシナリオ作成等業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

以下の2種類の業務を通じて、県の災害対応力を高めることを目的とする。

- (1) 埼玉版FEMAにおける危機や災害ごとに対処すべきシナリオを作成し、そのシナリオに沿った図上訓練（検討会方式）を関係機関と共に繰り返し実施し、専門的な知識を有する様々な官民の機関を連結し、県の災害対応力を高める。
- (2) 大規模地震発生時の県災害対策本部各部の指揮命令権者の対応に着目した図上演習を実施することにより、指揮命令権者としての災害対応能力の向上を図る。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

埼玉版FEMA図上訓練、指揮命令権者演習に係る業務を行う。それぞれの詳細は以下のとおり。

埼玉版FEMA図上訓練

シナリオの作成、シナリオに基づく図上訓練の実施及びそれらに関連する調査を行うものであり、これを防災・危機管理に関する専門的知見や経験を有する者に委託することで、効率的かつ効果的に実施するもの。

- (1) 災害及び危機事案（県民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす事件、事故等）ごとに対処すべきシナリオの作成

これまでに作成したシナリオを参考に、災害及び危機事案ごとに対処すべきシナリオを作成する。具体的には以下のとおり。

【シナリオの種類】

- ・訓練シナリオ
- ・役割分担表
- ・タイムライン
- ・チェックリスト

左の3種は、過年に作成したデータを基に更新することを原則とする

ア 取り扱う危機や災害と対処事項

令和7年度に取り扱う危機・災害及び対処事項は、委託者と協議して決定する。なお、以下とおり目的に応じて危機・災害及び対処事項を取り扱う予定である。

目的	令和6年に発生した危機・災害を踏まえた新たなシナリオ	関係機関の参加拡充	既存タイムラインの充実
対処事項	不発弾対応【危機事案】	物資供給いただく協定締結団体や広域支援拠点用地を提供いただく協定締結団体等を対象とした事項	今まで取り扱った災害（地震や風水害）のうち、訓練対象としていない空白の時間帯を対象とする 例）災害ボランティアの対応を追加する
	竜巻被害【風害】		
	通信途絶状況下での対応【地震】		
	能登半島地震を踏まえたジェンダー一視点等の避難所運営【地震】		

イ 調査、情報収集等の実施

必要に応じ、関係機関（国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者等の関係者をいう。以下、同。）への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取等を行い、シナリオ作成に必要な情報を収集すること。

ウ シナリオの作成

収集した情報を基に、シナリオを作成すること。なお、シナリオは図上訓練で使用することに留意して作成すること。

（2）図上訓練（検討会方式）の実施

作成したシナリオに基づき、委託者へ協議の上、関係機関が参加する図上訓練（検討会方式）（以下「訓練」という。）を調整、実施すること。

訓練の実施回数は6回程度、1回の参加人数は50人（対面30人、Web20人）程度を想定している。

【実施回数の考え方】

1つのシナリオについて、シナリオの課題や問題点を抽出するため、訓練参加者等の関係者を対象とした事前検討会や勉強会等を必要に応じて実施すること。そこで抽出された課題や問題点を訓練で取り扱うものとする。事前検討会等と訓練の実施を併せて1回とカウントする。

ア 訓練の準備

訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を行うこと。

- ・ シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・ 出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・ ウェブカメラや文房具等、訓練で使用する物品の準備

イ 参加者の調整

訓練への参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を委託者と分担して行うこと。

ウ 当日の運営

訓練前は会場設営や受付を行うこと。また、訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。

また、Webによる訓練参加又は訓練の視聴ができるようにすること。

エ 訓練後の事務

訓練実施後、訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。また、訓練で出た意見等をシナリオへ反映し、訓練結果報告書とともに参加者へフィードバックすること。

(3) 専門家への意見聴取機会の提供

専門家への意見聴取の機会を提供すること。意見聴取する専門家や内容は委託者と協議し決定する。なお、意見聴取に当たり謝金等を要する場合には、受託者が負担すること。

(4) 成果品の提出

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	災害被害・対処事項ごとのシナリオ	電子データ 紙1部
2	委託事業報告書	電子データ 紙1部
3	図上訓練結果（記録写真データ）	電子データ

指揮命令権者演習

(1) 大規模地震発生時の県庁の対応に着目した状況付与計画の作成

地域防災計画や埼玉県業務継続計画に定める施策を原則とした県庁の対応について以下ア～ウにより作成すること。

ア 主な演習項目

- ・ ボランティアとの連携
- ・ 公共施設等の応急対応
- ・ 道路ネットワークの確保
- ・ 交通施設の応急対策
- ・ ライフライン施設の応急対応
- ・ 応援要請・受け入れ
- ・ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
- ・ 広聴広報活動
- ・ 初動医療体制
- ・ 帰宅困難対策
- ・ 避難対策
- ・ 避難行動要支援者等への避難支援
- ・ 避難生活におけるよう配慮者支援
- ・ 福祉施設入所者等の安全確保
- ・ 外国人の安全確保
- ・ 飲料水食料・生活必需品・防災資器材の供給
- ・ 緊急輸送
- ・ 応急住宅対策
- ・ 文教対策

イ 調査、情報収集等の実施

必要に応じ、関係機関（国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者等の関係者をいう。以下、同。）への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取等を行い、状況付与計画作成に必要な情報を収集すること。

ウ 状況付与計画の作成

収集した情報を基に、状況付与計画を作成すること。なお、状況付与計画は図上演習で使用することに留意し、演習の進行管理に活用できるよう、プレーヤーである指揮命令権者ごとに付与状況を時系列で整理すること。

(2) 状況付与計画に基づくロールプレイング方式の図上演習の実施

ア 参加機関（参加者）

埼玉県の指揮命令権者及び応急対応に必要な職員

イ 会場

埼玉県庁舎、危機管理防災センター等

ウ 訓練日時

委託者と協議の上、決定する。

エ 想定災害

県南部で震度6強以上の大規模地震の発生を基本とするが、詳細は委託者と協議の上、決定する。

オ 演習方式

- ・ 共通の被害想定、状況付与計画の元で、ロールプレイング方式の状況付与型図上演習を行う。
- ・ 演習参加者はコントローラー(統制部)とプレーヤー(演習部)に分かれ、コントローラーは状況付与計画に従いプレーヤーに状況を付与し、演習を進行させる。
- ・ プレーヤーは様々な形で付与される状況を分析・判断し、応急対策活動を進める。

カ 演習企画

演習実施のために必要な以下の資料を作成し、それぞれ設定した期日までに提出する。

① 状況付与計画 ※演習実施日の10週間前まで

発災直後から6時間後までの総合的なシナリオとする。

② 被害想定 ※演習実施日の10週間前まで

シナリオに基づいて発災直後から6時間後までの被害想定を作成する。

被害対象は人的被害(死者、重軽傷者、行方不明者、避難者、帰宅困難者)、建物(全壊、半壊、一部損壊)、液状化、ライフライン(道路、鉄道、空港、港湾、電気、ガス、上下水道、通信)、医療・福祉施設、庁舎、備蓄倉庫、講演、河川、ダム等とする。

③ 初期情報 ※演習実施日の10週間前まで

発災から経過時間までの被害想定を抽出し、初期情報を作成する。

④ 付与状況計画原案 ※演習実施日の10週間前まで

コントローラーがプレーヤーに対し付与する状況について、付与先、付与項目、付与時間を設定した付与状況の計画表、一覧等を作成する。

⑤ 付与状況案 ※演習実施日の4週間前まで

付与状況計画原案について委託者と協議の上、付与状況案を作成する。

⑥ その他必要資料 ※演習実施日の3週間前まで

演習時程表、演習編成表、参加者名簿、参加者一覧、演習実施規程、全体図面、会場配置図、電話番号表、演習後検討会実施要領、訓練アンケート等

キ 事前説明会、演習当日の進行及び運営補助

委託者と協議の上、運営の補助を行う人員を埼玉県庁へ配置し、演習参加者への事前説明会や演習当日に全般の進行、運営補助をする。

ク 演習記録

演習当日の状況を写真や動画で記録する。

(3) 演習実施結果のとりまとめと検証

ア アンケートの集計

プレーヤー、コントローラーの演習アンケートを回収し分析する。

イ 演習の行動記録等

プレーヤー、コントローラーの演習時の行動記録等を回収し、整理する。

ウ 演習実施結果の検証

演習アンケートや訓練時の行動記録等を踏まえ、次の内容を検証する。

- ① 指揮命令権者及び各部局の応急対応のスキルアップに関する事項
- ② 本業務の進行過程全般に関する問題点等
- ③ その他委託者と協議の上、検証が必要と認めた事項

エ 演習報告書の作成

演習実施計画、演習アンケートや検証結果、演習当日の状況等を記載した報告書を作成の上、提出する。

(4) 演習の中止

災害の発生、天候等により演習の一部又は全部を中止する場合がある。

なお、演習の一部又は全部を中止した場合の委託費は、業務の進捗状況等を考慮し、委託者と受託者で協議の上、決定する。

(5) 成果品の提出

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	本業務で使用した資料等一式	電子データ 紙1部
2	演習実施報告書	電子データ 紙1部
3	演習結果（記録写真、映像データ）	電子データ

5 その他注意事項

- (1) 企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。
- (2) 受託者は、本訓練の目的を踏まえ、災害対策基本法及び災害救助法等の関係法令並びに埼玉県地域防災計画及び関係機関の策定する防災計画等を把握し、業務に反映すること。

- (3) 記録用に適宜写真や映像を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真や映像の権利は委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、専任の担当者を2人配置し、委託者と密接に連絡調整を行うとともに、適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。
- (5) 委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

6 委託業務実施に当たっての留意点

(1) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作物

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(3) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。